

介護休職取扱規程

(総則)

第1条 就業規則第20条第2項第3号に規定する介護休職については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 介護休職（以下第13条までにおいて「休職」という。）とは、直系血族及び兄弟姉妹並びに配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及びその父母（以下「被介護人」という。）の介護を行うための休職をいう。

(適用者)

第3条 財団（以下「本財団」という。）に常時勤務する職員及び本財団のパートタイム職員は、休職することができる。

(休職の期間)

第4条 休職の期間は、一介護事由につき1週間から通算1年までとする。

2 復職後再び同一介護事由により休職する場合は、休職の期間は、復職前の休職期間と通算する。

3 介護事由とは、被介護人の傷病をいい、他の傷病の併発、病名変更及び1か月以内の再発の場合は、同一介護事由とみなす。

(休職の手続)

第5条 休職を希望する者は、休職を開始しようとする日の2週間前までに、所定の手続により始期及び終期等必要な事項を申し出て、理事長の承認を受けなければならない。この場合、医師の診断書等を提出させることがある。

(期間変更の手続)

第6条 前条の手続により承認された始期をやむを得ない事由で変更する場合は、事由発生後速やかに所定の手続により申し出て、事務局長の承認を受けなければならない。

2 前条の手続により承認された終期をやむを得ない事由で変更する場合は、原則として当該終期（終期を繰り上げる場合は繰上げ後の終期）の2週間前までに、所定の手続により申し出て、事務局長の承認を受けなければならない。

(申出の撤回)

第7条 前2条の手続により休職を申し出た者は、始期の前日までに所定の手続により申出を撤回することができる。

(休職の期間の終了)

第8条 休職の期間は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該日をもって終了するものとする。

(1) 休職の期間が満了した場合

(2) 休職の期間中に介護事由解消等により介護の必要がなくなった場合

(3) 休職の期間中に本人が負傷、疾病又は精神若しくは身体の障害により被介護人を介護できなくなった場合

(4) 本人が申し出た場合

2 前項第2号及び第3号の場合には、速やかに事務局長に報告しなければならない。

(賃金)

第9条 休職の期間中の賃金は、支給しない。

(社会保険料)

第10条 休職期間中、健康保険及び厚生年金の保険料並びに調整年金基本部分及び加算部分掛金の自己負担額に相当する金額を支給する。

(勤続年数)

第11条 休職の期間は、勤続年数に算入する。ただし、休職の開始後復職しない場合、当該期間は、勤続年数に算入しない。

(復職後の取り扱い)

第12条 復職後の職場、職種については、本人の経験、能力等を個別に勘案の上、決定する。

(退職)

第13条 休職の開始後復職しなかったときは退職とし、年金の取扱いは、自己都合退職の場合の取扱いとする。

(介護勤務の定義)

第14条 介護勤務とは、被介護人の介護のため、勤務時間を短縮することを承認されて行う勤務をいう。

(適用者)

第15条 本財団に常時勤務する職員であって介護休職をすることができる者は、介護勤務をすることができる。

(介護勤務をする者の就業)

第16条 介護勤務をする者の就業時間は、1日の実働時間5時間を規準として、事務局長がこれを定める。

2 遅参、早退、時間外勤務その他の就業に関する取扱いは、定められた就業時間による。

(介護勤務の期間)

第17条 介護勤務を行うことのできる期間は、一介護事由につき、1週間から通算1年までとする。

2 介護勤務終了後、再び同一介護事由により介護勤務を開始した場合は、介護勤務期間は、前の介護勤務期間と通算する。

3 介護勤務期間の終了については第8条を準用する。

(介護休職と介護勤務の期間の通算)

第18条 第4条に定める介護休職の期間と、前条に定める介護勤務の期間は、通算する。

(介護勤務中の給与)

第19条 介護勤務中の給与の算定及び年次有給休暇付与数の算定は、実働時間によって行う。

(昇給及び昇格)

第20条 介護勤務中の昇給及び昇格は、実働実績による。

(介護勤務の手続)

第21条 介護勤務をする場合の手続については、第5条から第7条までの規定を準用する。

(細則)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成7年5月30日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月27日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。